

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県環境影響評価条例施行規則（平成11年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（方法書送付書）</u></p> <p>第8条 条例第7条の規定による送付は、<u>方法書送付書</u>（様式第2号）を添えてしなければならない。</p> <p>（方法書の縦覧）</p> <p>第10条 条例第8条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（方法書について公告する事項）</p> <p>第11条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） <u>方法書の縦覧の場所、期間及び時間</u></p> <p>（6） <u>方法</u>について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨</p> <p>（7） [略]</p>	<p><u>（方法書等送付書）</u></p> <p>第8条 条例第7条の規定による送付は、<u>方法書等送付書</u>（様式第2号）を添えてしなければならない。</p> <p>（方法書の縦覧）</p> <p>第10条 条例第8条の規定により方法書及びこれを要約した書類（以下「<u>方法書等</u>」という。）を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（方法書について公告する事項）</p> <p>第11条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） <u>方法書等の縦覧の場所、期間及び時間</u></p> <p>（6） <u>方法書</u>について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨</p> <p>（7） [略]</p> <p><u>（方法書の公表）</u></p> <p>第11条の2 条例第8条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p><u>（1） 事業者のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p><u>（2） 県のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p><u>（3） 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p><u>（方法書説明会の開催）</u></p> <p>第11条の3 条例第8条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p> <p><u>（方法書説明会の開催の公告）</u></p> <p>第11条の4 第9条の規定は、条例第8条の2第2項の規定に</p>

(準備書の縦覧)

第18条 第10条の規定は、条例第16条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第10条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第19条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6)・(7) [略]

(説明会の開催)

第20条 条例第17条第1項の規定による説明会（以下「説明会」という。）は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により

による公告について準用する。

2 条例第8条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所  
(責めに帰することができない事由)

第11条の5 条例第8条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

(準備書の縦覧)

第18条 第10条の規定は、条例第16条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第10条中「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」とあるのは、「準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第19条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (6)・(7) [略]

(準備書の公表)

第19条の2 第11条の2の規定は、条例第16条の規定による公表について準用する。この場合において、第11条の2中「方法書等」とあるのは、「準備書等」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第20条 第11条の3の規定は、条例第17条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第11条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地

事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(説明会の開催の公告)

第21条 第9条の規定は、条例第17条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第17条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第22条 条例第17条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知)

第23条 条例第17条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 準備書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第9条の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の公告)

第21条 第9条及び第11条の4第2項の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第11条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第22条 第11条の5の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第11条の5中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第23条 削除

(評価書の縦覧)

第32条 第10条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第10条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

第33条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(報告書の公告及び縦覧)

第42条 [略]

2・3 [略]

4 第10条の規定は、条例第34条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第10条中「方法書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(都市計画に定められる対象事業等)

第50条 [略]

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第6条から第28条まで(条例第6条第2項、第14条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
条例第8条から第11条まで	[略]

(評価書の縦覧)

第32条 第10条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第10条中「方法書及びこれを要約した書類(以下「方法書等」という。)」とあるのは、「評価書及びこれを要約した書類(以下「評価書等」という。)」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

第33条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表)

第33条の2 第11条の2の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。この場合において、第11条の2中「方法書等」とあるのは、「評価書等」と読み替えるものとする。

(報告書の公告及び縦覧)

第42条 [略]

2・3 [略]

4 第10条の規定は、条例第34条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第10条中「方法書及びこれを要約した書類(以下「方法書等」という。)」とあるのは、「報告書」と読み替えるものとする。

(報告書の公表)

第42条の2 第11条の2の規定は、条例第34条の規定による公表について準用する。この場合において、第11条の2中「方法書等」とあるのは、「報告書」と読み替えるものとする。

(都市計画に定められる対象事業等)

第50条 [略]

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第6条から第28条まで(条例第6条第2項、第14条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
条例第8条、第8条の2第1項から第9項まで、第9条第1項、第	[略]

[略]	
条例第16条、 第17条第1項 から第4項ま で、第18条第 1項、第19条 、第20条第1 項及び第2項 並びに第21条	[略]
[略]	
条例第27条第 2項及び第3 項	[略] [略] [略]
条例第27条第 4項	[略]
[略]	

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第6条から第39条まで（第6条第5項、第35条第3項、第36条第2項第4号及び第3項並びに第38条第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
第6条第1項 第1号から第 4号まで	[略]
第6条第2項	[略]
第6条第4項	[略]
[略]	
第11条第7号	[略]

10条及び第11 条第1項	
[略]	
条例第16条、 第17条第1項 及び第2項、 第18条第1項 、第19条、第 20条第1項及 び第2項並び に第21条	[略]
[略]	
条例第27条第 2項	[略]
条例第27条第 3項	[略] [略] [略]
条例第27条第 4項	[略]
[略]	

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第6条から第39条まで（第6条第6項、第35条第3項、第36条第2項第4号及び第3項並びに第38条第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第6条第1項 第1号から第 4号まで	[略]	
第6条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第6条第3項	[略]	
第6条第5項	[略]	
[略]		
第11条第7号	[略]	
第11条の2各 号列記以外の 部分	条例第8条	第50条第2項の規定によ り読み替えて適用される 条例第8条

第12条第1項各号列記以外の部分	[略]	
[略]		
第15条	[略]	
	条例第14条第1項各号	[略]
[略]		
第19条第7号	[略]	

第11条の2第1号	事業者	都市計画決定権者
第11条の3	条例第8条の2第1項	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第11条の4第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第8条の2第2項	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項
第11条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第11条の4第2項第2号から第4号まで	対象事業	都市計画対象事業
第11条の5各号列記以外の部分	条例第8条の2第4項の事業者	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項の都市計画決定権者
第11条の5第2号	事業者	都市計画決定権者
第12条第1項各号列記以外の部分	[略]	
[略]		
第15条	[略]	
	条例第14条第1項各号	[略]
	条例第6条第1項各号	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項各号
[略]		
第19条第7号	[略]	

第20条	[略]	
	事業者	都市計画決定権者
第21条第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第17条第2項	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
第21条第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第21条第2項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第22条各号列記以外の部分	条例第17条第4項の事業者	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第4項の都市計画決定権者
第22条第2号	事業者	都市計画決定権者
第23条	条例第17条第4項	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第4項
[略]		
第28条第1項		
	対象事業	[略]

第19条の2	条例第16条	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条
第20条	[略]	
第21条	条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第2項	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項において準用する第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項
第22条	条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項の事業者	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項において準用する第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項の都市計画決定権者
[略]		
第28条第1項	条例第22条第1項第1号	第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項第1号
	対象事業	[略]

	[略]		
第28条第2項第2号	[略]		
[略]			
第29条	[略]		
	<table border="1"> <tr> <td> <u>条例第22条第2項各号</u> </td> <td>           第50条第2項の規定により読み替えて適用される<u>条例第22条第2項各号</u> </td> </tr> </table>	<u>条例第22条第2項各号</u>	第50条第2項の規定により読み替えて適用される <u>条例第22条第2項各号</u>
<u>条例第22条第2項各号</u>	第50条第2項の規定により読み替えて適用される <u>条例第22条第2項各号</u>		
[略]			
第33条第2号及び第3号	[略]		
第34条	[略]		
[略]			

4 [略]

様式第2号（第8条、第50条関係）

方法書送付書

[略]

岩手県環境影響評価条例第7条（同条例第38条第1項において準用する場合を含む。）（岩手県環境影響評価条例施行規則第50条第2項の規定により読み替えて適用される岩手県環境影響評価条例第7条）の規定により、別添のとおり方法書を送付します。

[略]

[略]	
方法書の縦覧場所	[略]
方法書の縦覧期間	
方法書の公告方法及び公告の日	
方法書の送付部数	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

	[略]			
第28条第2項各号列記以外の部分	<u>条例第22条第1項第1号</u>	<u>第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項第1号</u>		
第28条第2項第2号	[略]			
[略]				
第29条	[略]			
	<table border="1"> <tr> <td> <u>条例第22条第2項第1号</u> </td> <td>           第50条第2項の規定により読み替えて適用される<u>条例第22条第2項第1号</u> </td> </tr> </table>	<u>条例第22条第2項第1号</u>	第50条第2項の規定により読み替えて適用される <u>条例第22条第2項第1号</u>	
<u>条例第22条第2項第1号</u>	第50条第2項の規定により読み替えて適用される <u>条例第22条第2項第1号</u>			
[略]				
第33条第2号及び第3号	[略]			
第33条の2	<u>条例第23条</u>	<u>第50条第2項の規定により読み替えて適用される条例第23条</u>		
第34条	[略]			
[略]				

4 [略]

様式第2号（第8条、第50条関係）

方法書等送付書

[略]

岩手県環境影響評価条例第7条（同条例第38条第1項において準用する場合を含む。）（岩手県環境影響評価条例施行規則第50条第2項の規定により読み替えて適用される岩手県環境影響評価条例第7条）の規定により、別添のとおり方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を送付します。

[略]

[略]	
方法書及び要約書の縦覧場所	[略]
方法書及び要約書の縦覧期間	
方法書及び要約書の公告方法及びに公告の日	
方法書及び要約書の送付部数	

[略]